

東京都公報

発行

東京都

目次

規則

○東京都道路占用規則の一部を改正する規則……………

……………（建設局道路管理部監察指導課）……………一

告示

○昭和四十五年東京都告示第三百五十六号（市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の表十六の項イただし書の規定により指定する工場）の一部改正……………（環境局総務部環境政策課）……………一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………

……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………（同）……………二

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）……………四

規則（公）

○警視庁組織規則等の一部を改正する規則……………六

公告

○都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況の公表……………（総務局行政部振興企画課）……………七

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………九

規則

○放置車両確認事務の委託（四十三件）……………（警視庁）……………二

東京都道路占用規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第十八号

東京都道路占用規則の一部を改正する規則

東京都道路占用規則（昭和五十二年東京都規則第三百十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「除く。」の下に「並びに法第三十三

条第二項第三号に規定する占用物件」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第二百七十一号

昭和四十五年東京都告示第三百五十六号（市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の表十六の項イただし書の規定により指定する工場）の一部を次のように改正する。

令和六年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

表立川市清掃工場の項を削る。

●東京都告示第二百七十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第七百五十号に

より指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

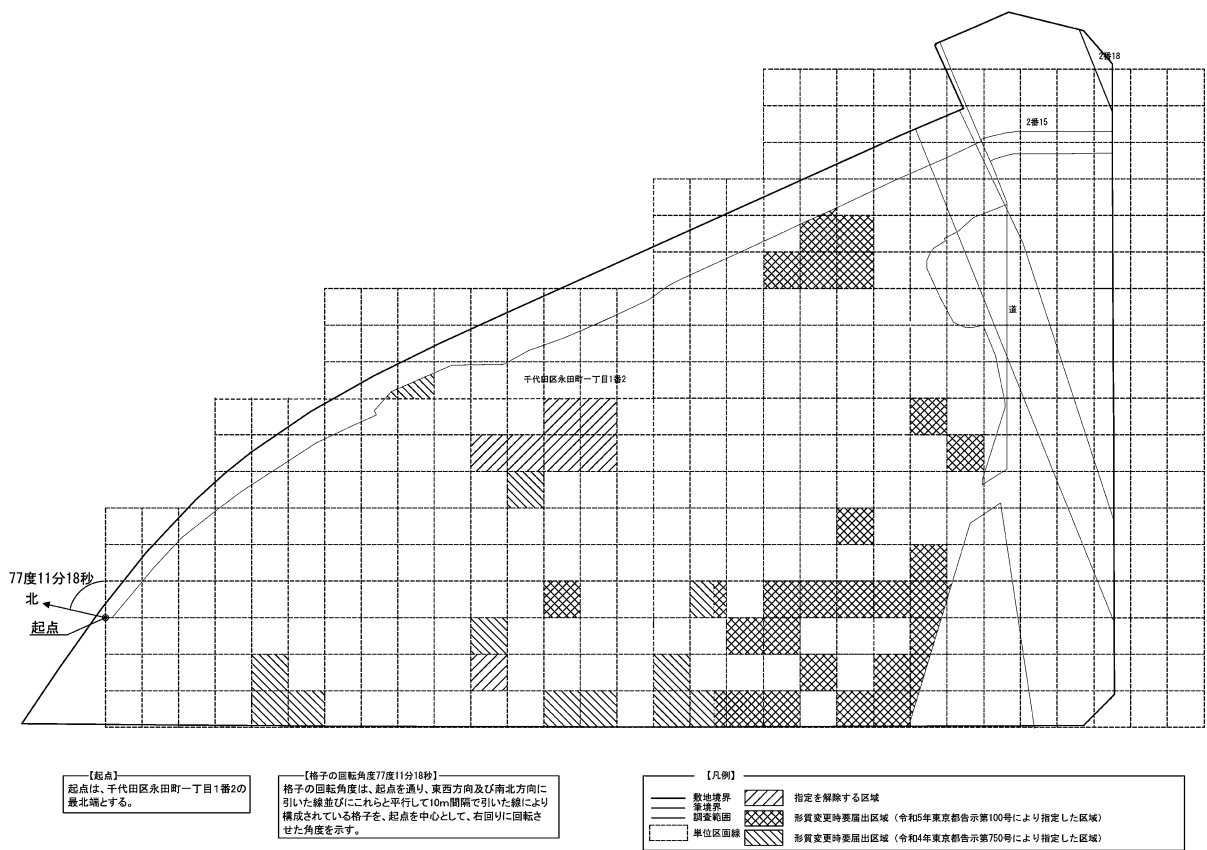
一 指定を解除する区域 別図のとおり（千代田区永田町一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



●東京都告示第二百七十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第三十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月十八日

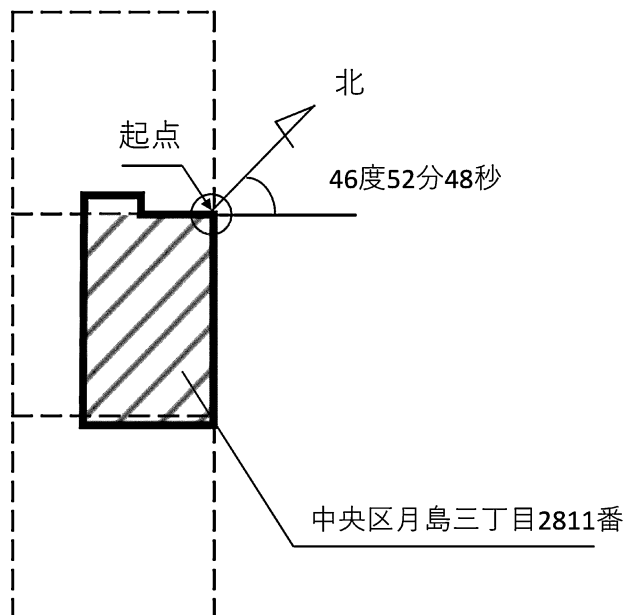
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（中央区月島三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 調査対象地
- 単位区画
- 指定を解除する区域

【起点】

起点は、中央区月島三丁目2811番の最北端とする。

【格子の回転角度（46度52分48秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百七十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月十八日

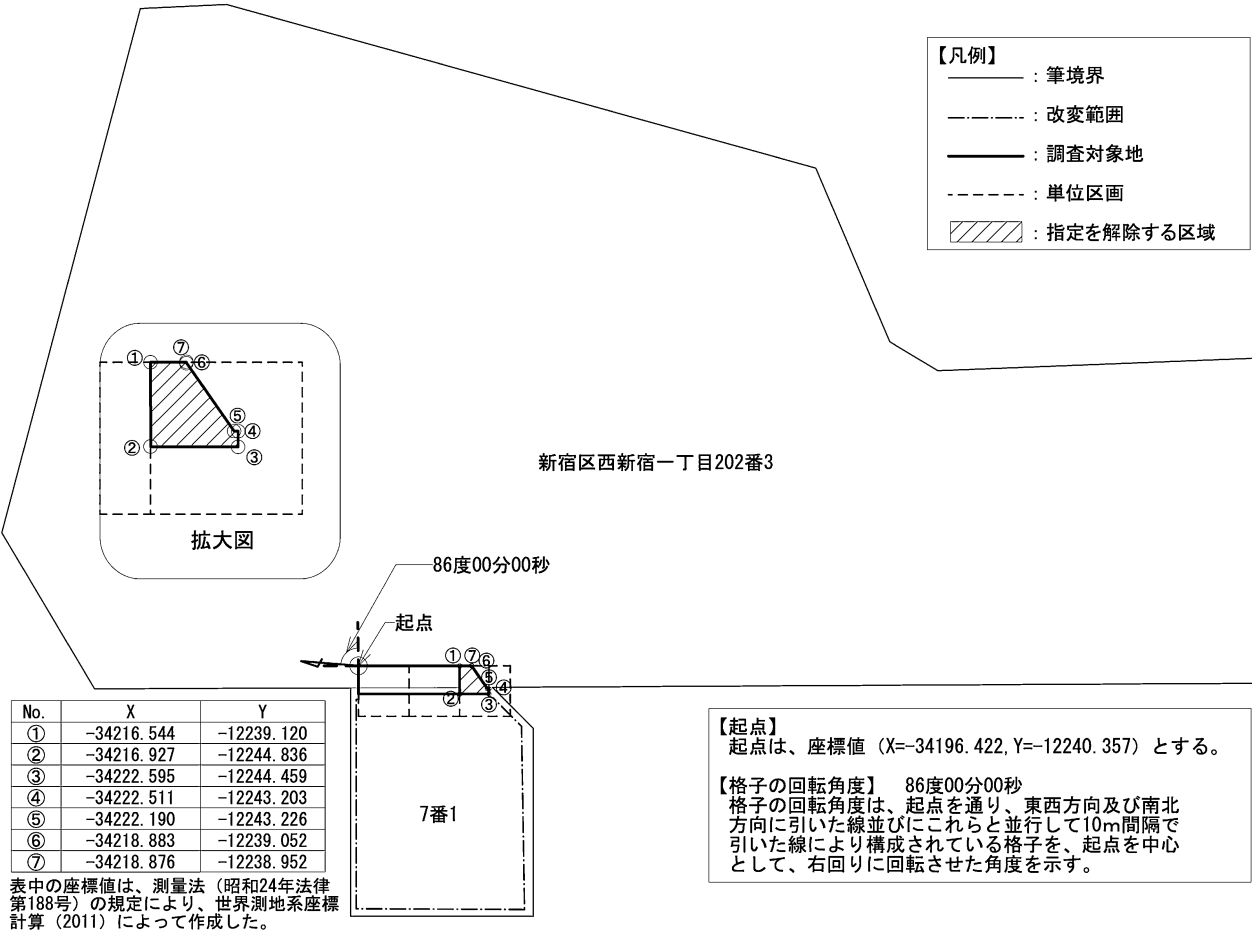
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（新宿区西新宿一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第二百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 川野上川乗

二 変更の区間 西多摩郡奥多摩町川野字くき澤向千五百二十五番三地内

三 変更の概要 別図表示のとおり

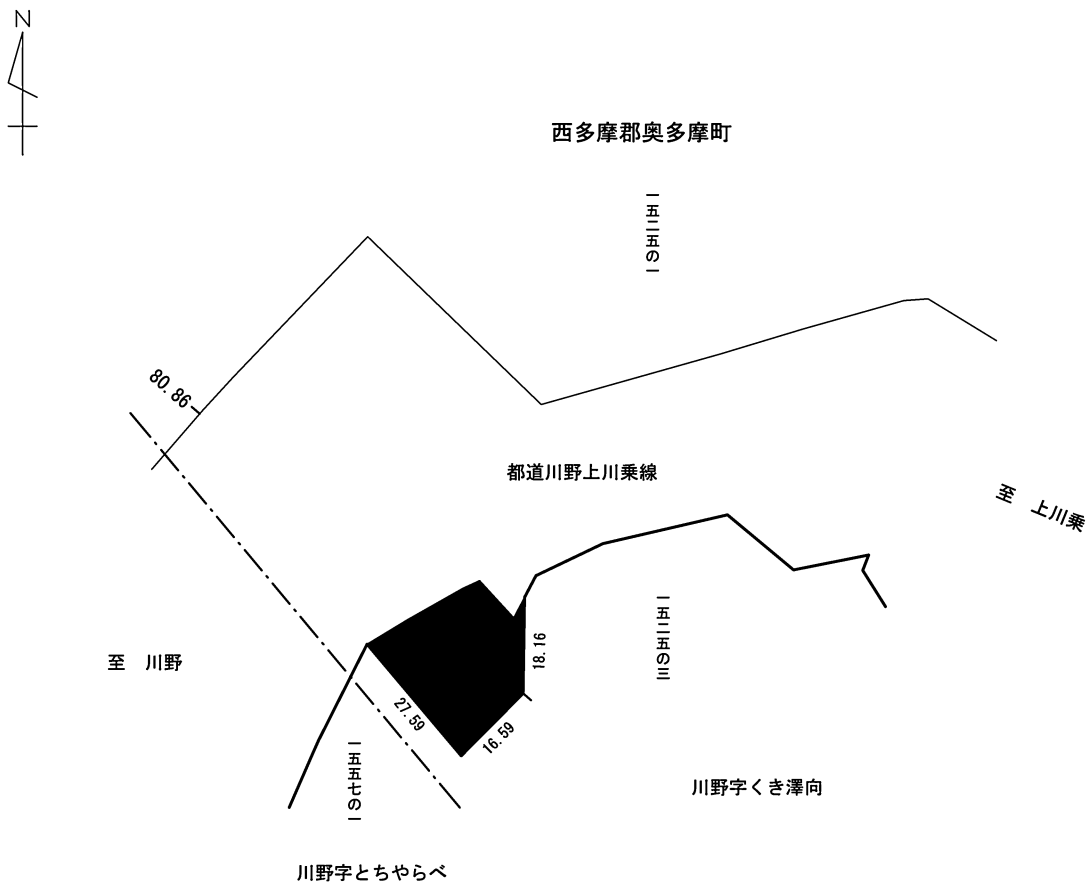
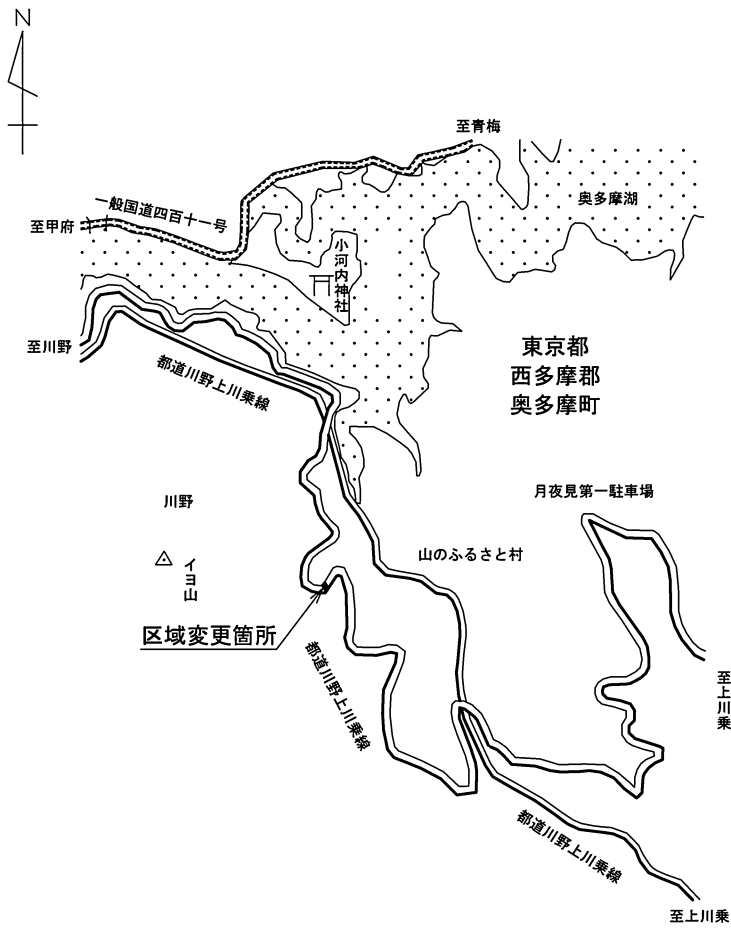
別 図

都道川野上川乗線区域変更略図

西多摩郡奥多摩町川野地内



延長 三二・三メートル
面積 五六六・八一平方メートル



規 則（公）		
警視庁組織規則等の一部を改正する規則を公布する。 令和 6 年 3 月18日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明		
●東京都公安委員会規則第3号 警視庁組織規則等の一部を改正する規則 （警視庁組織規則の一部改正）		
第1条 警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。 第2条第1項の表生活安全部の項中 「生活安全総務課」を「生活安全総務課 人身安全対策課」に改める。 第16条中第4号を削り、第5号を第4号とする。 第35条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。 第43条中第14号を削り、第15号を第14号とする。 第43条の3を第43条の4とし、第43条の2を第43条の3とし、第43条の次に次の1条を加える。 （人身安全対策課の分掌事務） 第43条の2 人身安全対策課の分掌事務は、次のとおりとする。 （1） 人身安全関連事案の諸対策に関する運営の企画、管理及び調整に関すること。 （2） 人身安全関連事案に係る指導教養に関すること。 （3） ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に関すること。		
(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に関すること。 (5) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）に関すること。 (6) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和37年東京都条例第103号。以下「迷惑防止条例」という。）に規定するつきまとい行為等の禁止に関すること。 (7) 行方不明者等の搜索、手配及び保護に関すること。 (8) 精神障害者、行路病人等の保護に関すること。 (9) 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童の保護に関すること。 (10) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に関すること。 (11) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に関すること。 (12) 子ども及び女性に対する性犯罪等が発展するおそれのある生活安全警察関係法令違反の取締りに関すること。 (13) 他の分掌に属しない人身安全関連事案に関すること。 第45条第9号中「こと」の次に「（他の分掌に属するものを除く。）」を加える。 第57条の2第2項第2号中「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和37年東京都条例第103号。以下「迷惑防止条例」という。）」を		
「迷惑防止条例」に改め、同項第5号を削る。 第62条の2を削り、第62条の3を第62条の2とし、第62条の4を第62条の3とする。 第66条第2項中「の分掌事務は、次のとおりとする」を「は、生活安全相談に関する事務を分掌する」に改め、同項各号を削る。 第66条の2を削る。 第72条第8項中「、暴走族対策室」及び「、ストーカー対策室」を削る。 第81条の見出しを「（特殊詐欺対策本部）」に改め、同条第1項中「警視庁犯罪抑止対策本部」を「警視庁特殊詐欺対策本部」に、「犯罪抑止対策本部」を「特殊詐欺対策本部」に、「犯罪抑止対策本部」を「特殊詐欺対策本部」に、「犯罪抑止対策に」を「特殊詐欺対策に」に改める。 第82条を次のように改める。 第82条 削除 第85条から第87条までの規定中「犯罪抑止対策本部、人身安全関連事案総合対策本部」を「特殊詐欺対策本部」に改める。 （警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部改正） 第2条 警視庁司法警察員等の指定に関する規則（平成5年2月2日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。 第2条第2項第1号ア中「執行第三係及び暴走族対策室」を「暴走族対策係、捜査第一係及び捜査第二係」に改め、同号オ中「生活安全指導第一係及び生活安全指導第二係」を「生活安全法制係、生活安全指導係及びジス		

テム係を除く。）、「人身安全対策課（人身安全管理係及び人身安全企画係）」に改める。

（警視庁国有物品管理規則の一部改正）

第3条 警視庁国有物品管理規則（昭和40年12月10日東京都公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「警視庁犯罪抑止対策本部、警視庁人身安全関連事案総合対策本部」を「警視庁特殊詐欺対策本部」に改める。

（警視庁警察職員の定員に関する規則の一部改正）

第4条 警視庁警察職員の定員に関する規則（昭和38年8月1日東京都公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「犯罪抑止対策本部、人身安全関連事案総合対策本部」を「特殊詐欺対策本部」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

公 告

都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提

供の状況の公表について

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例（平成十九年東京都条例第八十八号）第七條の規定に基づき、令和四年十月から令和五年九月までの都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況を次のとおり公表する。

令和六年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 都道府県知事保存本人確認情報の利用

事 務

東京都恩給条例（昭和二十三年東京都条例第百一号）による年金である給付の支給に関する事務

利用年月

利用件数

令和四年	二〇
十一月	二八
十二月	一
令和五年	一七
一月	一
二月	一
三月	一
四月	一
五月	一
六月	一八
八月	二四
九月	二三

雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例（昭和三十年東京都条例第一号）による年金である給付の支給に関する事務

令和四年	七
十一月	七
十二月	七
令和五年	六
三月	七
六月	五
八月	五
九月	五

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報利用及び提供に関する条例（平成二十七年東京都条例第百十一号）第四条第一項に規定する東京都立産業技術高等専門学校における授業料負担の軽減及び選択的学習活動に係る経費の支援に関する事務

令和四年	八
十月	八
十一月	二
十二月	三
令和五年	三
一月	三
二月	一三
六月	一三〇
八月	一、一三〇

東京都育英資金条例（平成十七年東京都条例第三十一号）による改正前の東京都育英資金貸付条例（平成十二年東京都条例第十八号）又は同条例による改正前の東京都育英資金貸付条例（昭和二十九年東京都条例第十四号）による貸付けに係る債権の回収に関する事務	令和五年 八月 九月	七 六
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）による特別給付金の支給に関する事務	令和五年 八月	二
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）による特別弔慰金の支給に関する事務	令和四年 十月 十一月 令和五年 一月 二月 三月 四月 五月	一五五 七 九 二七 一四八 二
東京都介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例（平成二十五年東京都条例第六十八号）による廃止前の東京都介護福祉士等修学資金貸与条例（平成四年東京都条例第四十一号）による貸付けに係る債権の回収に関する事務	令和四年 十一月 十二月 令和五年 一月 三月 五月	一七 一 四 二 一
東京都看護師等修学資金貸与条例（昭和三十七年東京都条例第二百一十一号）による貸付けに関する事務	令和四年 十月 十一月 十二月 令和五年 一月	四 五 九 一

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）による料金の徴収に関する事務												
	令和四年 十月 十一月 十二月 令和五年 一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月											
	九月	七月	五月	三月	二月	一月	十月	九月	七月	五月	三月	二月
	一、二六九	一、一八七	一、五一二	一、四一八	一、四二九	一、三二七	二、九五五	一、七二九	一、九四六	一、七一〇	一、四八一	一
一 東京都の他の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供	提供を受ける 他の執行機関	事 務										
	公安委員会	道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）による放置違反金の徴収に関する事務										
		令和四年 十月 十一月 十二月 令和五年 一月 二月 三月 四月										
		提供件数										

八月	七月	六月	五月
四	九	一七	一〇

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあっては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和六年三月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和六年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名
アルカキット錦糸町
- 二 店舗所在地
墨田区錦糸二丁目二番一号
- 三 設置者名
日本生命保険相互会社ほか一名
- 四 設置者住所
大阪府大阪市中央区今橋三丁目五番十二号ほか
- 五 変更を行った設置者名
三井住友信託銀行株式会社
- 六 変更前の設置者の代表者名
橋本 勝
- 七 変更後の設置者の代表者名
大山 一也
- 八 変更前の小売業者
株式会社ライフコーポレーション

四	設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号ほか
三	設置者名	東日本旅客鉄道株式会社ほか一名
二	店舗所在地	墨田区江東橋三丁目十四番五号
一	店舗名	テルミナ
十九	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
十八	縦覧期間	令和六年三月十八日から同年七月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十七	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十六	届出日	令和六年三月六日
十五	変更日	令和六年二月一日ほか
十四	変更後の小売業者の代表者名	貞方 宏司（株式会社サンドラッグ）ほか
十三	変更前の小売業者の代表者名	才津 達郎（株式会社サンドラッグ）ほか
十二	変更後の小売業者の住所	大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目二番二十二号（株式会社ライフコーポレーション）ほか
十一	変更前の小売業者の住所	中央区日本橋本町三丁目六番二号（株式会社ライフコーポレーション）ほか
十	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ライフコーポレーションほか二十五名
九	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ライフコーポレーションほか四十七名
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社九州屋ほか三十四名
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社九州屋ほか三十名
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社シエルガーデンほか十一名
八	変更前の小売業者の代表者名	稲富 仁（株式会社シエルガーデン）ほか
九	変更後の小売業者の代表者名	野口 裕二（株式会社シエルガーデン）ほか
十	変更日	令和六年一月三十一日ほか
十一	届出日	令和六年三月六日
十二	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十三	縦覧期間	令和六年三月十八日から同年七月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十四	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁麴町警察署長

警視正 小林 仁
記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁麴町警察署の管轄区域

(2) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁神田警察署長

警視 小川 康 行
記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁神田警察署の管轄区域

(2) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁丸の内警察署長

警視正 佐藤 健 二
記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁丸の内警察署の管轄区域

(2) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁中央警察署長

警視 小知 和 信 康
記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁中央警察署の管轄区域

(2) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 8 第 1 項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第 51 条の 12 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 18 日

警視庁築地警察署長

警視正 藤 田 浩 司

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目 8 番 8 号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区 域 警視庁築地警察署の管轄区域

(2) 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 8 第 1 項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第 51 条の 12 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 18 日

警視庁月島警察署長

警視 渡 部 聡 子

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目 8 番 8 号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区 域 警視庁月島警察署の管轄区域

(2) 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 8 第 1 項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第 51 条の 12 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 18 日

警視庁三田警察署長

警視 草 間 弘 明

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目 8 番 8 号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区 域 警視庁三田警察署の管轄区域

(2) 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 8 第 1 項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第 51 条の 12 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 18 日

警視庁愛宕警察署長

警視 濱 繁 和

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目 8 番 8 号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区 域 警視庁愛宕警察署の管轄区域

(2) 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁万世橋警察署長

警視 鵜 飼 隆 司
記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁万世橋警察署の管轄区域

(2) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁久松警察署長

警視 黒 木 泰 介
記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁久松警察署の管轄区域

(2) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁東京湾岸警察署長

警視 山 田 学
記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁東京湾岸警察署の管轄区域

(2) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁深川警察署長

警視 山 田 敏 彦
記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁深川警察署の管轄区域

(2) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 8 第 1 項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第 51 条の 12 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 18 日

警視庁高輪警察署長

警視 源 慶 剛

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目 8 番 8 号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区 域 警視庁高輪警察署の管轄区域

(2) 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 8 第 1 項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第 51 条の 12 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 18 日

警視庁麻布警察署長

警視 正 内 海 順 一

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目 8 番 8 号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区 域 警視庁麻布警察署の管轄区域

(2) 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 8 第 1 項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第 51 条の 12 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 18 日

警視庁赤坂警察署長

警視 正 鳥 越 誘 治

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目 8 番 8 号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区 域 警視庁赤坂警察署の管轄区域

(2) 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 8 第 1 項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第 51 条の 12 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 18 日

警視庁原宿警察署長

警視 鶴 岡 敏 裕

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目 8 番 8 号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区 域 警視庁原宿警察署の管轄区域

(2) 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁品川警察署長

警視 小 村 勲
記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁品川警察署の管轄区域

(2) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁大井警察署長

警視 稲 村 晃
記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁大井警察署の管轄区域

(2) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁大崎警察署長

警視 佐 藤 直 樹
記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁大崎警察署の管轄区域

(2) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁荏原警察署長

警視 荒 井 英 樹
記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁荏原警察署の管轄区域

(2) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 8 第 1 項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第 51 条の 12 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 18 日

警視庁渋谷警察署長

警視正 牧 之 瀬 実

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目 8 番 2 号－603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区 域 警視庁渋谷警察署の管轄区域

(2) 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 8 第 1 項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第 51 条の 12 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 18 日

警視庁代々木警察署長

警視 三 浦 久 和

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目 8 番 2 号－603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区 域 警視庁代々木警察署の管轄区域

(2) 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 8 第 1 項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第 51 条の 12 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 18 日

警視庁牛込警察署長

警視 谷 口 正 行

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目 8 番 2 号－603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区 域 警視庁牛込警察署の管轄区域

(2) 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 8 第 1 項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第 51 条の 12 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 18 日

警視庁四谷警察署長

警視正 三 枝 司 佳

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目 8 番 2 号－603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区 域 警視庁四谷警察署の管轄区域

(2) 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁新宿警察署長

警視正 國 府 田 剛

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁新宿警察署の管轄区域

(2) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁戸塚警察署長

警視 春 田 昭 浩

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁戸塚警察署の管轄区域

(2) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁富坂警察署長

警視 金 子 賢 司

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁富坂警察署の管轄区域

(2) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁大塚警察署長

警視 池 田 彩

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁大塚警察署の管轄区域

(2) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁駒込警察署長

警視 大 島 栄

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区 域 警視庁駒込警察署の管轄区域

(2) 期 間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁巣鴨警察署長

警視 植 田 哲 也

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区 域 警視庁巣鴨警察署の管轄区域

(2) 期 間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁池袋警察署長

警視 正 伊 藤 雅 一

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区 域 警視庁池袋警察署の管轄区域

(2) 期 間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁目白警察署長

警視 遠 藤 洋 一

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区 域 警視庁目白警察署の管轄区域

(2) 期 間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁本富士警察署長

警視 蛭 坂 隆
記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁本富士警察署の管轄区域

(2) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁上野警察署長

警視正 七 高 徹
記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁上野警察署の管轄区域

(2) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁下谷警察署長

警視 石 川 雅 行
記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁下谷警察署の管轄区域

(2) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁浅草警察署長

警視正 寺 岡 博 之
記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁浅草警察署の管轄区域

(2) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁蔵前警察署長

警視 藤 鷹 弘 光

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区 域 警視庁蔵前警察署の管轄区域

(2) 期 間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁本所警察署長

警視正 山 本 英 治

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区 域 警視庁本所警察署の管轄区域

(2) 期 間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁向島警察署長

警視 北 川 雅 俊

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区 域 警視庁向島警察署の管轄区域

(2) 期 間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁城東警察署長

警視 菅 野 裕 史

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区 域 警視庁城東警察署の管轄区域

(2) 期 間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁葛西警察署長

警視 飯 山 力 雄
記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番20号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁葛西警察署の管轄区域

(2) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁小松川警察署長

警視 井 出 学
記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社GFM

(2) 所在地 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目26番22号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁小松川警察署の管轄区域

(2) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

警視庁小岩警察署長

警視 堂 菌 博 之
記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社GFM

(2) 所在地 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目26番22号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁小岩警察署の管轄区域

(2) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号都
電話 〇三(五三二)一一一(代)
郵便番号
163-8001
定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)
印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号社
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号
113-0001